

【資料 1】

鹿 児 島 海 区
漁業調整委員会資料
令和 6 年 6 月 14 日

【議題 1】

知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）

水 振 第 1 7 号
令和 6 年 6 月 14 日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

知事許可漁業に係る制限措置等の公示について(諮問)

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等を定めたいので、漁業法第58条において準用する第42条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

1 小型まき網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
小型まき網漁業 (2そうまき網漁業)	指宿市長崎鼻と肝属郡南大隅町立目崎を結ぶ線以北の鹿兒島湾内	1月1日から12月31日まで	総トン数5トン未満	定めなし	2隻	本県に住所又は事業場を有する漁業者

許可の有効期間 令和6年8月1日から令和9年7月31日まで

申請すべき期間 令和6年6月17日（月）から同年6月28日（金）まで

2 固定式刺し網（いせえび雑魚建て網）漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
いせえび雑魚建て網漁業	点a, 点b, 点c, 点d, 点e, 点f及び点gを順次に直線で結んだ線と陸岸によって囲まれた区域 点a N 31° 50' 21" E130° 11' 23" 点b N 31° 50' 24" E130° 11' 13" 点c N 31° 50' 19" E130° 10' 51" 点d N 31° 50' 06" E130° 10' 34" 点e N 31° 49' 50" E130° 10' 49" 点f N 31° 49' 47" E130° 11' 04" 点g N 31° 49' 42" E130° 11' 09"	8月21日から12月31日まで	定めなし	定めなし	26隻	定めなし

許可の有効期間 令和6年8月21日（水）～同年12月31日（火）

申請すべき期間 令和6年7月1日（月）から同年7月31日（水）まで

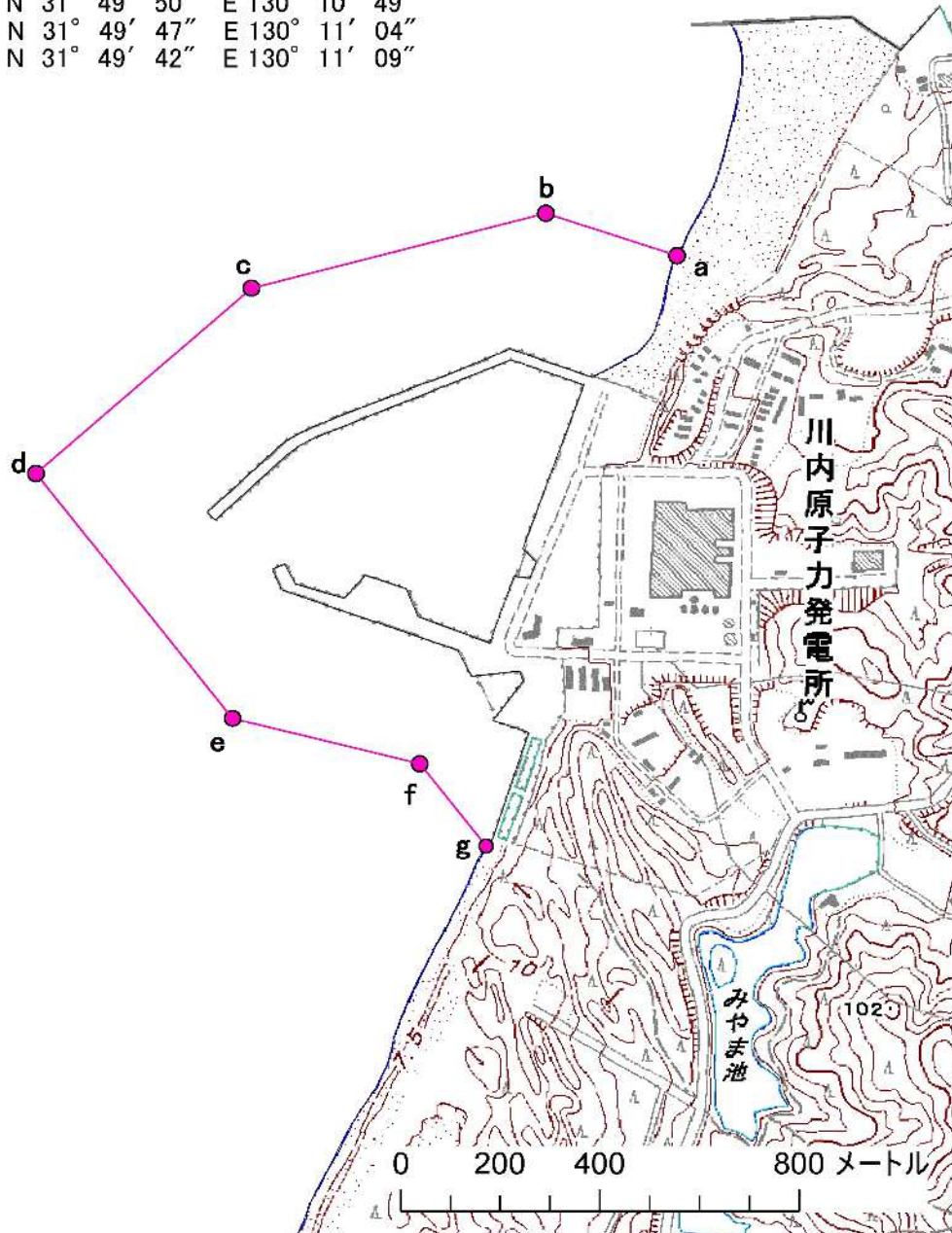
注 意 事 項 申請時に当該操業区域において操業を認められた者であることを称する書類を提出すること。

いせえび雑魚建網漁業 操業区域



点a, 点b, 点c, 点d, 点e, 点f及び点gを順次に直線で結んだ線と陸岸によって囲まれた区域

点a	N 31° 50' 21"	E 130° 11' 23"
点b	N 31° 50' 24"	E 130° 11' 13"
点c	N 31° 50' 19"	E 130° 10' 51"
点d	N 31° 50' 06"	E 130° 10' 34"
点e	N 31° 49' 50"	E 130° 10' 49"
点f	N 31° 49' 47"	E 130° 11' 04"
点g	N 31° 49' 42"	E 130° 11' 09"



知事許可漁業にかかる制限措置等の公示について

1 知事許可漁業の制限措置等について

(1) 許可等の手続き

- ・令和2年12月に施行された改正後の漁業法により，知事許可漁業の新規許可又は許可の更新にあたっては，関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて当該知事許可漁業を営む者の数やその操業実態等を勘案して制限措置を定め，制限措置の内容及び許可等を申請すべき期間を公示することとなった。
- ・今回，新規の許可又は許可の更新を行いたいので，制限措置及び申請すべき期間を定めることとし，海区漁業調整委員会の意見を聴くもの。

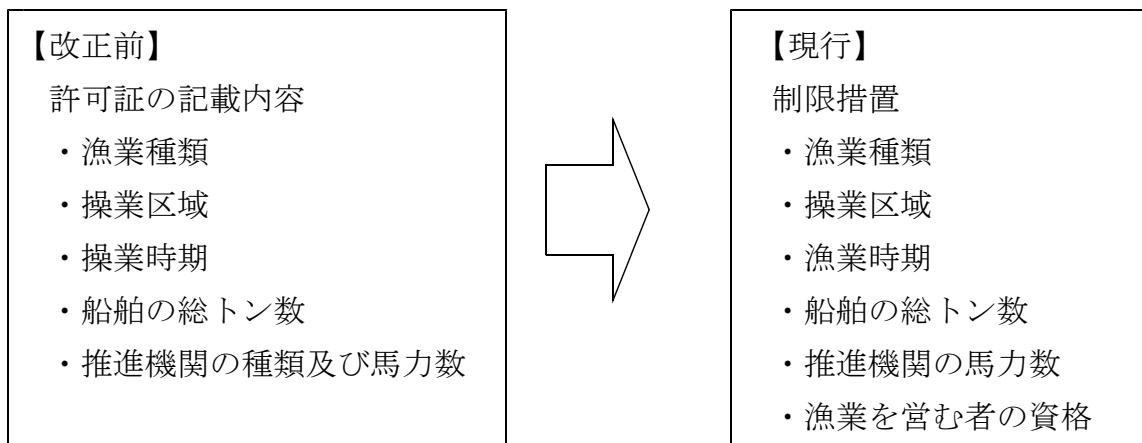
(2) 新規の許可又は許可の更新を行う漁業種類

固定式刺し網（いせえび雑魚建て網）漁業，小型まき網漁業

2 許可の基準について

- ・新規の許可又は許可の更新にあたり制限措置を公示した後，公示した船舶等の数を超える申請があった場合は，関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で，許可の基準（許可受予定者の優先順位）を定め，これに従って許可等をする者を定めることになっている。
- ・このため，今回，許可の更新を行う漁業について許可の基準を定めることとし，海区漁業調整委員会の意見を聴くもの。

(参考) 許可内容（従前）と制限措置について



(参考) 漁業法 (抜粋)

(新規の許可又は起業の認可)

第42条 農林水産大臣は、許可（第39条第1項及び第45条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第45条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該大臣許可漁業を営む者の数、当該大臣許可漁業に係る船舶の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類その他の農林水産省令で定める事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

2 (略)

3 農林水産大臣は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。ただし、前項ただし書の農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

4 (略)

5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶の数が第1項の規定により公示した船舶の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、申請者の生産性を勘案して許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

漁業調整規則 (抜粋)

(新規の許可又は起業の認可)

第11条 知事は、許可（第7条第1項及び第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

(1) 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものを用いる。以下同じ。）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数

(3) 推進機関の馬力数

(4) 操業区域

(5) 漁業時期

(6) 漁業を営む者の資格

2 (略)

3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

4 第1項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って 許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。